

消費税を取引先の会社から きちんと貰えていますか？

令和元年10月1日から消費税率は10%に上げられました！

みなさまが仕事を行ったときは、取引先の会社から
『消費税を上乗せした報酬』が支払われなければなりません。

まず裏面の「チェックシート」で診断してみてください！
もし一つでもチェックがあったら消費税をもらえていないかも
しれません！

消費税をきちんと受け取るために、
裏面記載の『消費税転嫁対策室』へ
電話・FAXあるいはWeb申告※で相談してみてください！

「消費税転嫁対策特別措置法」により、行政は違反行為が
あると認めるときは、転嫁拒否による不利益の回復など必要
な指導が行われます。(下記実績表参照)

公正取引委員会・経済産業省

立入検査により指導して適正な消費税を支払わせた実績

(令和元年7月末まで)

調査着手	立入検査	指導	勧告
11,762件	6,469件	4,943件	50件

こんなことが一つでもあったら

消費税 をきちんと**貰えていないかも** かもしれません !

チェック

チェックシート

- 取引先会社から、消費税分を支払ってもらえない。
- 支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 税込報酬で、消費税が10%になっても総額は変わらなかった。
- 「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。
- 消費税は10%払ってくれたが、本体価格(税抜価格)を引下げられた。
- 取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。

FAXの場合

秘密は絶対に守ります!

回答された方の氏名	
連絡先(電話番号)	

<経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室>

お問合せ先

電話 **03-3501-1502 or 1503**

(平日9:30~12:00・13:00~18:00)

FAX **03-3501-1505**

所在地 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

担当者 中澤 正之・新井 元和

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/>

※Web申告 <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>